

# 群会議の話題

第435号

2021年9月7日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537  
HP. <http://doken-ota.jp>  
メール. [info@doken-ota.jp](mailto:info@doken-ota.jp)  
© 9月1日組織人員  
現在4,418人

今月のテーマ

## 組織拡大の大切さを再確認

### 一人ひとりの声が力になる

9月になり、秋の拡大月間がスタートしました。年間目標・年間実増を達成するためには、この秋が正念場となります。コロナ感染防止のため、拡大行動も制限せざるを得ない状況ですが、電話掛けや組合未加入の仲間へ声掛け等を行ない、目標を追求していきましょう。

拡大運動を進める上で、組合未加入の仲間（対象者）に「自分がどうして東京土建に加入したのか？何が魅力だったのか？」、また組合加入後、実際に経験した組合の良さを直接伝えることは、有効な手段です。組合未加入者は、知人から組合のメリットを直接聞けば耳を傾けてくれます。みなさん一人ひとりが組合未加入者に声掛けすることが大きな力となり、拡大運動は前進していきます。

仕事と暮らしをまもる組合活動として、組織拡大の大切さを再確認し、秋の拡大月間をみんなで成功させましょう。

#### 【コロナは2密・1密でも注意が必要】

新型コロナウイルスは、「密閉・密集・

密接」のいわゆる「3密」の場面で感染が広がりやすいとされていますが、屋外での飲食で密閉という条件がないなど、「3密」ではない状況でも、感染が広がったとみられるケースが相次いでいます。

感染力が強い変異ウイルスの感染拡大防止のため、国は3密の場面だけでなく、2密や1密も回避し、感染対策の徹底を呼び掛けています。

引き続き、外出時などはマスクの着用、手洗いやアルコール消毒などを行い、感染症対策を行ないましょう。

#### 【大田支部事務所への手続きについて】

現在、新型コロナウイルス感染症手当金や土建国保料減免制度等に関する問い合わせが増えています。各制度の案内は4面に掲載していますので、ご確認ください。

また今後も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、支部事務所への来所はできるだけ控えて頂き、電話での問い合わせや郵送等による手続きに、ご協力をお願いします。

## どけんカレンダー

(2021年9月12日～10月23日)

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
9月						
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2
					10月	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23

### ◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)  
日時 9月22日(水)午後 2時  
10月 7日(木)午前10時  
受付 支部会館 2階

☆建築相談会(予約制)  
未定のため詳細は支部に  
お問い合わせください。

★税務相談会(予約制)  
日時 9月24日(金)午前10時  
受付 支部会館 2階

※分会、群の会議日程は、  
地区により前後しますので  
必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

# 給付・貸付制度のご案内

## 制度を活用して「コロナ禍を乗り切ろう」

東京都では、緊急事態宣言が9月12日まで延長されるなど、依然として新型コロナウイルスの影響が続いています。緊急事態措置（外出自粛等）の影響を受けた事業者に対して、事業や生活資金につながる給付・貸付制度が創設されています。制度を活用し、引き続き一人一人が感染対策に努め、共にこのコロナ禍を乗り切りましょう。

### ◆「月次支援金」◆



21年4月以降の売上で、前年（前々年）同月比で50%以上減少している月がある事業者を対象としています。

不正受給対策のため、初回のみ信用金庫、税理士、行政書士事務所での事前確認手続きが必要です。その後、本申請が可能となります。

【給付上限】

法人は月20万円

個人事業者は月10万円

### 【必要書類】

- ・確定申告書（19、20年）
- ・売上台帳（19/1、21/当月）
- ・通帳（全ページ）
- ・本人確認書類（法人履歴事項全部証明、運転免許証他）
- ・取引先一覧等（業者間契約）

### 【コールセンター】

0120・211・240  
（全日8時半～19時）

### ◆東京都「中小企業者等月次支援給付金」◆



右記の国の月次支援金に都が独自加算をします。国の支援金対象外となる売上5割未満減少の事業者も対象となります。

申請対象月は4月分以降。10

月末までが申請期限です。

### 【給付内容】

- ①売上減少率50%以上の場合
  - ・5万円（法人）
  - ・2.5万円（個人）
- ②売上減少率が30%～50%未満の場合

10万円（法人）

5万円（個人）

### 【コールセンター】

03・6740・5984  
（全日9時～19時）

### ◆大田社会福祉協議会◆



- ①緊急小口資金  
最高20万円、最長2年、無利子
- ②総合支援資金  
最高20万円、最長10年、無利子

申込先…大田社会福祉協議会  
（西蒲田7-49-2・社会福祉センター6階）

\*①、②を既にご利用した方でも再貸付（特例貸付）制度があります。

### 【電話】

03・3736・7777  
（平日8時45分～16時半）

### ◆緊急生活応援ローン◆

中央労働金庫が展開する「緊急生活応援ローン」が4月より融資限度額が100万円から200万円に改定されています。また、金利に関しては年1.5%から1.0%となっています。更に、初年度は金利を支部が負担します。

対象は、組合員の事業主・一人親方から従業員まで幅広く広がります。

問い合わせは、中央労働金庫蒲田支店（3738・6251）担当…田中さん）まで。

### ◎空調服購入補助◎

組合員が購入した空調服等について支部から補助を行います。今年度は個人購入だけでなく、事業所や会社が購入し従業員へ支給した場合も補助の対象とします。

### 【購入期間】

21年4月1日～9月30日

### 【申請期限】

21年10月15日

【申請方法】申込書にレシート・領収書を貼り支部へ提出

【補助額】2000円（実費上限）

※1人1回のみ申請可能で、先着100人です。

## 新型コロナウイルス関連の国保制度があります！！

### ■土建国保料を減免します！

【対象となる可能性がある方】

- ①世帯主が死亡した組合員
- ②世帯主が重篤な傷病を負った組合員
- ③建設産業の収入が19年または20年と比べて30%以上の減収が見込まれる組合員

### ■新型コロナウイルス感染症手当金

【対象となる可能性がある方】

- ①給与・報酬等の支払いを受けている方で、労務不能となった組合員・家族
- ②個人事業主・一人親方の方で、医療機関で労務不能と認められた組合員

制度の詳細は支部までお問い合わせください